■論　文

コレクティブ・ルールから コモン・ルールへ

——シドニー・ウェッブの労働組合論の発展

藤井　　透

1　はじめに
2　シドニー・ウェッブの方法とコレクティブ・ルール
3　フェビアン協会の「８時間労働日法案」とシドニー・ウェッブの労働組合論
4　コモン・ルール概念の特質とシドニー・ウェッブの寄与
5　むすび

1　はじめに

ウェッブ夫妻の『労働組合主義の歴史』（以下，『歴史』と略記するときはこの文献を指すこととする）と『産業民主制論』（以下，『民主制』と略記）が，今日でも労働組合研究の古典として高く評価されていることは周知のことであろう(1)。かつてわれわれは，『民主制』の最終章「労働組合主義と民主主義」を基に，かれらの未来社会論を論じたことがある(2)。そこでは，未来社会の「民主主義国家」の産業経営において，労働組合主義が関連を持つと思われる決定が三つ——生産されるものに関する決定，生産の行われる方法に関する決定，労働者の労働条件に関する決定——あると指摘されながらも，結局は，労働組合は事実上，第三の決定にのみ関係するに過ぎないと，『民主制』で結論づけられていたことを明らかにした。すなわち，労働組合研究の古典と一般に言われながら，『民主制』で主張されていたことは，さしあたり未来社会の産業経営に関してではあったが，労働組合がきわめて限定された役割しか果たさないという評価であったといえる。このような『民主制』の主張が，同書の理論的結論であるコモン・ルールおよびナショナル・ミニマム両概念

(1)　Sidney and Beatrice Webb,*The History of Trade Unionism*,London,1894,荒畑勝三・山川均訳『労働組合運動史』叢文閣，1920年，do,*Industrial Democracy*,London,1897,高野岩三郎監訳『産業民主制論』法政大学出版局，1967年。本稿は，以下の課題のためにそれぞれの文献の初版を使用し，引用する。また，上記の邦訳書の該当する頁も合わせて引用するが，訳語は適宜差し替えて使用することをあらかじめお断りしておきたい。

(2)　拙稿「ウェッブ夫妻の労働組合主義研究の一断面——頭脳労働者の役割をめぐって——」経済史研究会編『欧米資本主義の史的展開』思文閣出版，1996年，149-172 頁。

の構造およびその形成の論理と決して無関係ではないと推測できよう。

ホブズボームによれば，1960年代に至ってもイギリスでは，『歴史』と比較して『民主制』はほとんど読まれていなかった[3]。今日でも，J.ルーイスがコモン・ルールをビアトリスの理念であったと論じた以外，依然として夫妻のコモン・ルール，ナショナル・ミニマム概念にほとんど注意が払われていないのが研究史の現状であるといえよう[4]。他方，わが国では対照的に，両概念に対する関心が高く，多くの論者が独身時代のビアトリスの「苦汗産業」研究等を重視し，コモン・ルール，ナショナル・ミニマム概念の構築は，彼女による「発想」に基づいていると評価しており，この評価は通説ともいえる地位にある[5]。ところが奇妙なことに，内外の研究は共通して，独身時代のシドニーの活動や研究にはほとんど関心を示さず，したがって通説を実証するためには，シドニーには「ナショナル・ミニマムの発想がなかった」という点を明らかにする必要があるという問題

---

(3) E.J.Bobsbawm,*Labouring Men*,London,1964,p.255.鈴木幹久・永井義雄訳『イギリス労働史研究』ミネルヴァ書房，1984年，231 頁。たとえば，今日においてもウェッブ夫妻およびフェビアン協会に関する基本文献のひとつであるマックブライアの研究も，「(とくに『産業民主制論』のような研究を考える時）ウェッブ夫妻が全体としてのシステムを考えなかったと表現することは，誇張であろう。しかし，一定の解明があったとすることも，おそらく誇張であろう。」と指摘するに留まり，『民主制』の論理構造および未来社会論に関して立ち入った考察を行っていなかった。A.M.McBRIAR,*Fabian Socialism and English Politics*, Cambridge, 1962,p.56.

(4) J.Lewis,*Women and Social Action in Victorian and Edwardian England*,Hampshire,1991,p.249. なおルーイスは，とくに新しい分析に基づいてビアトリスの理論的貢献を論じているわけではない。『民主制』に関しては，イギリスでも1980年代以降，いくつかの研究がみられるようになった。cf. L.Radice,*Beatrice and Sidney Webb*,London,1984,A.Fox,*History and Heritage*,London,1985, A.M.McBRIAR,*An Edwardian Mixed Doubles*,Oxford,1987,P.Beilharz,*Labour's Utopias*,London,1992.

(5) 従来のわが国のウェッブ研究のなかで，（いくつかのバイアスを持ちながらも）もっともすぐれた研究を発表している高橋克嘉も，夫妻の労働組合研究の出発点をビアトリスの「苦汗産業」研究に求めている。高橋克嘉『イギリス労働組合主義の研究』日本評論社，1984年，とくに，第二章第四節「19世紀末イギリスの家内工業・小工業の賃労働」を参照されたい。また，「ビアトリス＝ナショナル・ミニマム」説の代表的見解として，小山路男「ウェッブ夫妻」社会保障研究所編『社会保障論の新潮流』有斐閣，1995年，17頁，があげられる。また，藤澤益夫も同様の見解である。藤澤益夫『社会保障の発展構造』慶應義塾大学出版会，1997年，24-25 頁。金子光一も，「シドニーの影響も無視できない」としながらも，ビアトリスが「共通規則」（コモン・ルール）の発想に到達したと評価しており，基本的には通説と同じ見解である。金子光一『ビアトリス・ウェッブの福祉思想』ドメス出版，1997年，134-136 頁。これらの論者は共通して，ビアトリスがコモン・ルール，ナショナル・ミニマムに到達したのは，独身時代に「苦汗産業」研究を通して，労働者の労働条件が劣悪である実態を知っていたことにその理由を求めている。しかし，従来の研究には，コモン・ルール，ナショナル・ミニマム概念の構造に，独身時代のビアトリスの研究が，どのような契機と論理で結実していくのかというもっとも本質的な課題が追究されていない欠点がある。したがって，本稿は「ビアトリス＝ナショナル・ミニマム」説は，いまだ実証されていない「仮説」に留まっていると評価している。

意識すらなかったのである[6]。

そこで本稿は，上のような研究上のバイアスを正して，むしろシドニーの初期の労働組合研究にコモン・ルール概念の萌芽といえるものが存在し，それが夫妻のナショナル・ミニマム概念に発展していったのではないかという点を示すことによって，ナショナル・ミニマム概念の構造とその形成の論理に迫ってみたい。以下では，はじめにシドニーの依拠する方法上の特徴を指摘し，その中で従来，まったく注目されてこなかった「コレクティブ・ルール」という概念が存在していたことを明らかにする。続いて，コレクティブ・ルールが登場した同じ時期にシドニーが作成したフェビアン協会の「８時間労働日法案」を取り上げ，同法案の基本視点がかれの当時の労働組合観を強く反映したものであった点を明確にする。最後に，『歴史』とシドニーの労働組合，労使関係論との関係を簡単に論及した後，『民主制』のコモン・ルール概念に，独身時代のシドニーの労働組合，労使関係認識を引き継ぐ視点が存在していたことを指摘する。このようにわれわれは，コモン・ルール概念とは，コレクティブ・ルールを背景にもち，その上でナショナル・ミニマムへと発展したのではなかったかという点を明確にし，本稿の課題を果たすことを期したい。

2　シドニー・ウェッブの方法とコレクティブ・ルール

本節では，以下の分析のために必要と思われる独身時代のシドニーの歴史観，社会観の特徴をはじめにまとめ，その文脈の中で従来，まったく顧みられてこなかったコレクティブ・ルール概念の存在を示し，シドニーの方法のなかで同概念がどのような位置を占めていたかを明確にしたい。

シドニーは当時，広義の社会思想の世界に大きな影響を与えていたダーウィン，ハックスリーの進化論に傾倒し，これを社会や社会制度にあてはめて歴史の発展を論じる，いわゆる社会進化論の立場に立っていた。ここに，かれの歴史観のエッセンスがある[7]。シドニーは「歴史はわれわれに

---

(6)　ビアトリスとは対照的に，シドニーが生涯にわたって自らのことをほとんど語らなかったことがこれまで関心を持たれなかったひとつの要因であると考えられる。ところが，1970年代に夫妻の書簡，1980年代にはビアトリスの日記が刊行されてシドニーを含めたウェッブ夫妻に関する研究の条件が整備されつつあるにもかかわらず，ビアトリスの精神史的研究が主流である研究状況は今日でも変わっていない。cf. N.MacKenzie ed.*The Letters of Sidney and Beatrice Webb*,vol Ⅰ～Ⅲ, Cambridge,1978,N.and J.Mackenzie ed.*The Diary of Beatrice Webb*,vol. Ⅰ～Ⅳ，Cambridge,1982～1984. このような中にあって，ウルフのシドニー研究は，独身時代のシドニーがコントの実証主義に強い影響を受け，実証主義と非マルクス主義経済学（リカード，マーシャル，ウォーカー）を組み合わせて理論を構築していったかれの思考過程が，やや難解ではあるが，跡づけられている労作であるといえよう。ただ，この研究もコモン・ルール，ナショナル・ミニマムに対してほとんど関心を示していない。cf.W.Wolfe,*From Radicalism to Socialism*,New Haven,1975. 本稿は，従来のこのような「ウェッブ像」に修正を与えることを目的とした一連の研究のひとつである。拙稿「コンベンショナル・ミニマム，モラル・ミニマム，ナショナル・ミニマム――『産業民主制論』の形成――」『佛教大学総合研究所紀要』第２号，1995年3月，78-106頁。および前掲，「ウェッブ夫妻の労働組合主義研究の一断面」を参照されたい。

(7)　Cf.S.Webb, ‘The Historic Basis of Socialism’ in G.B.Shaw,S.Webb,G.Wallas,S.Olivier,W.Clarke,A.Besant and H.Bland,(With a New Introduction by A.Briggs)*Fabian Essays in Socialism*,London, 1889,6th ed.1979,pp.62-93.以下の整理は，とくに断りのない限り，*ibid*,pp.62-63,67,72-78,82-83,88-90,92-93. に依拠している。

ユートピアという突然の交替や革命的な作り話が生じるものではないことを教えている」としたうえで，「社会有機体（social organism）の絶えざる成長と発展の必然性が，自明となった」と指摘していた。それでは「社会有機体」とはどのような存在なのであろうか。かれは，コミュニティを「社会有機体」と同一視し，コミュニティの内部構造に目を向け，以下のように論じた。

これまでの研究によって，「一社会（a society）は，多くの個々の単位が集合したもの以上の何かであるということが発見（あるいは再発見）された」として，シドニーは，コミュニティはコミュニティとして，意識するしないはともかく，その継続性を必然的に目的としなければならないと指摘した。したがって，個々の単位の利害は，しばしば全体の利害と衝突しなければならない。「社会有機体それ自身は，個々の人間の結合から進化するけれども，個人は，かれがその一部である社会有機体によって今では創造されている」のである。ここから，シドニーは「社会有機体の継続性と正常な健康なしでは，だれも生きのびたり繁栄することはできないのである」と断言した。

かれによれば，「50年前には，個人や多数の独立という意味での絶対的自由」，すなわちレッセ・フェールによって結果的に社会の調整が図られると考えられていた。「経済史」の世界で言えば，この出発点となったのが産業革命である。産業革命によって以前の，「封建制」が基礎にあるシステムから，「社会のすべての新しい要素が，抑制されない気ままな状態に放置され」，生産手段の私的所有の自由は絶頂期を迎えた。シドニーはこれ以降を「無秩序な時代」（The Period of Anarchy）と呼び，工場法がほとんど改正されず，労働時間が最大限にまで延長され，「名状しがたい不正行為」が「契約の自由と完全なレッセ・フェール」の名のもとに実践されていた時代であったと論じた。しかし，今日ではレッセ・フェールのような「楽観的な仮説」は通用せず，「われわれは，自然選択において，文明化された市民の存在が問題となっている今の段階では，選ばれた単位は個人ではなく，社会（societies）であることを知っている」とシドニーは主張したのである。このような視点で社会の現実に目を向けると，すでに自治体によって道路，橋の補修が行われ，多くの町が自らの下水道や鉄道を所有している事実，すなわち「自治体社会主義」（Municipal Socialism）がもたらされていたことに，気づかざるを得ない。つまり，シドニーによれば「無意識の社会主義」（unconscious Socialism）はすでにイギリスの社会に実現しつつあったのである。

「社会有機体」による見方が，国家間の優劣を比較する上でも貫かれていた点は注目に値しよう。シドニーは普仏戦争（1870〜71年）を取り上げ，フランスが敗れたのはドイツ人より体格が劣っていたからでも，読書量が多かったからでもなく，「ドイツの社会有機体がフランスのそれより効率において優れていたからである」と評価していた。国家という「社会有機体」がいかに効率的に運営されるべきかという問題関心は，後の「ナショナル・ミニマム」概念の登場を待つまでもなく，1880年代後半にはシドニーの発想として，存在していたことをとくに留意されたい[8]。

以上見てきたように，シドニーにとってレッセ・フェールはすでに過去の遺物であり，社会に対する意識的な管理こそ「新しい時代精神（‘Zeitgeist’）」が求める方法であったといえよう。しかしながら，社会進化論の見地に立てば，レッセ・フェールが一挙に，それこそ「革命」的に消え去

---

(8) 「国民的効率」運動およびその理念については，cf.G.R.Searle,*The Quest for National Efficiency*, Oxford, 1971, B. センメル（野口建彦・野口照子訳）『社会帝国主義史』みすず書房，1982年，を参照されたい。

るはずもなく，同じ時代にレッセ・フェールは「消え去るべき存在」で，「集産主義」は「それに取って代わるべき存在」として「共存」することは十分あり得た。一方を善で他方を悪と描く，シドニーの方法のひとつである二分法はこのような根拠から，論じられるのである。そして先回りして述べれば，コレクティブ・ルールもこの二分法的見地から概念化された。

コレクティブ・ルールは，創刊されたばかりの*Economic Journal*の誌上において，ビアトリスの義兄で自由統一党の政治家である，レナード・コートニーとの論争を通じて1891年に，はじめてシドニーによって論じられた(9)。同誌の創刊号に掲載された「社会主義の諸困難」と題したコートニーの論文は，自由放任主義に全面的な信頼を置く，まさにシドニーが「時代遅れ」と評価した時代精神の産物といえた。これに対する反論として執筆されたのが，「個人主義の諸困難」と題したシドニーの論文である。ここでシドニーは，コートニーが社会主義運動の長い歴史を無視し，誤解さえもしているとかれを批判した。シドニーのコートニー批判のなかで，とくに注目すべき論点は次の一節であろう。すなわち，「かれ（コートニー……引用者）は，一方での工場法やその他の諸立法，他方での労働組合による資本主義の産業システムに対する集産主義的管理（collective control）が急速に発展していることをも無視している」と(10)。「集産主義的管理」という概念が，後のコモン・ルール，ナショナル・ミニマムを予感させる主張であることは，言うまでもないであろう。この点については後に再び取り上げることにしたい。

ともあれシドニーはこの論文で，コートニーのイメージした自由放任社会の原則を表現したものとしてパーソナル・ルールを使用し，その対比概念としてコレクティブ・ルールを提唱した。「産業手段の個人的所有，そしてその不可避的な随伴物であるパーソナル・ルール（personal rule）が，工業の世界では貫徹していることによって，この不平等で悲惨な異常生産が存続している」のである。これが，現代社会の諸困難の根源であった。したがって今日では，「われわれは，コートニー氏が‘完全な個人的自由’と呼ぶ下の……資本家のパーソナル・ルールに不本意ながら従わなければならないか，あるいは，それに代わって，……全体社会のコレクティブ・ルールに取り替えなければならない，かのどちらか」の岐路に立っている。もちろん進むべき方向は，後者でなければならない。なぜなら，それが「不可避」だからである。

「個人主義の諸困難」では，コレクティブ・ルールがどのような構造を持った概念であるかを示唆してくれる箇所は存在しない。しかし，うえの文脈および表現方法からみてコレクティブ・ルールが，「集産主義的管理」＝コレクティブ・コントロールとほぼ同義の概念であったと考えても誤りではないといえよう。すなわち，一方での工場法，他方での労働組合による資本主義の産業システムに対する社会的な管理こそ，シドニーがこの時期構想していた「社会の健康」（social health）を保証する方策であったといえる(11)。

以上，シドニーの歴史観と社会観を取り上げ，とくにかれが社会進化論の立場でコミュニティを

---

(9)　L.Courtney, ‘The Difficulties of Socialism’ *Economic Journal*,no.1,1890,pp.174-188. S.Webb, ‘The Difficulties of Individualism’ ibid.,no.2,1890,pp.360-381.

(10)　*Ibid*.p.361. なお以下のシドニーの主張は，この論文に依拠している。

(11)　S.Webb, ‘The Historic Basis of Socialism’ *op.cit*.,p.89.

論じていたことを述べ，「社会」の意識的管理に将来社会のビジョンを求めていた点を指摘した。そして，従来，まったく顧みられることのなかったコレクティブ・ルール概念がそのビジョンを体現するものとして，若き日のシドニーによって構想されていた事実を論じた。自由放任社会の原則であるパーソナル・ルールは，来たるべき集産主義社会の原則であるコレクティブ・ルールによって，当然に取って代わられるべき運命にあるという，二分法によって両概念は位置づけられたのである。しかも両概念は，単に従来の研究で見落とされてきたばかりでなく，本稿の課題を明確にする上できわめて重要な手がかりを与えてくれる概念であることをもつけ加えておきたい。なぜなら，パーソナル・ルールは，1892年にビアトリスによってもシドニーが含意したことと全く同様の文脈で使用されていたからである(12)。つまりウェッブ夫妻はともに，このふたつの概念を，社会分析にとって有効なトゥールであると評価していたと指摘できるのである。

ところで，もしコレクティブ・ルールが，シドニーが構想する社会的な管理における鍵になる概念であったとしたなら，概念の構造と機能，そしてその論理を明確にしなければならない。その手がかりは，この時期，シドニーが中心となって作成したフェビアン協会の「８時間労働日法案」に求められる。節をあらためて論じてみたい。

3　フェビアン協会の「８時間労働日法案」とシドニー・ウェッブの労働組合論

本稿は，冒頭でシドニーの労働組合論を論じることを主たるテーマのひとつと掲げた。そこではじめに，独身時代のシドニーに労働組合研究があったのかという当然の疑問に答えることから本節をはじめてみたい。このような疑問は1889年に，シドニーを含めた７人のフェビアン協会員によって執筆された『フェビアン論集』のなかで，労働組合がほとんど言及されず，しかも同書の1920年版の序文でシドニー自身がそれに弁明をしていた事実から発するといえよう(13)。たしかに，シド

---

(12)　ビアトリスは1892年８月15日の講演で，「われわれが私的所有者や商人のパーソナル・ルールの代わりに追求するものは，トレードや階級の管理ではなく全体社会の管理なのである」と論じていた。B.Webb, ‘The Relationship between Co-operation and Trade Unionism’ in Sidney and Beatrice Webb,*Problems of Modern Industry*,London,1898,1902 ed.p.203.

(13)　S.Webb ‘Introduction to the 1920 reprint’ in *Fabian Essays in Socialism*, *op.cit.*,p.272.たとえば，M.コールは「『フェビアン論集』の執筆者たちによって，労働組合が完全に見落とされていたことは，これが書かれた時日を思い合わせる時，この本の驚くべき特徴のひとつである」と指摘しており，また同論集の1979年版の序文を執筆したブリッグスも，「ウェッブは労働組合に対して不足していた知識をすぐに修正」し，後にビアトリスとの共同で『歴史』と『民主制』を刊行したと記していた。M.Cole,*Beatrice Webb*,London,1945,p.54.久保まち子訳『ウェブ夫人の生涯』誠文堂新光社，1982年，76頁。 A.Briggs, ‘Introduction’ in *Fabian Essays in Socialism*,*op.cit*.,p.26. 本稿も，同論集にほとんど労働組合が言及されていないという見解を支持する。しかし，同書の1920年版の序文でシドニーは，「われわれが，本書［の初版］において労働組合主義に対して政治的力，あるいは社会構造の本質的な一部を構成しているとはまったく言及せず，不十分な重要性しか与えていなかったのは明白である」と論じていたに過ぎなかったのであり，当時，シドニーが労働組合に関して何の知識も持っていなかったと，表明したわけではなかった点は留意されたい。したがって，本稿はブリッグスの評価は，不十分であると考えている。

ニーは独身時代に『歴史』や『民主制』に匹敵するような独立した労働組合研究を行ったことはなかった。しかし，それは当時シドニーが，労働組合について何の明確な観念も持ち合わせていなかったということを意味するものではないであろう。

1889年11月にフェビアン協会は，シドニーが中心となった協会内の政治委員会の手で「８時間労働日法案」を起草した。その後，かれは同法案をもとに「８時間労働日」の実現を企図して，「労働時間の制限」（1889年）をはじめとした一連の論文，書物等で精力的に自説を論じた[14]。この主張はビアトリスとの結婚を公表した1892年まで，基本的に首尾一貫したものであり，ここに独身時代のシドニーの労働組合論がうかがえるのである。そこで以下では，これらの文献をもとに，「８時間労働日」の提唱の背後にあったかれの労働組合および労使関係に対する認識を論じ，コレクティブ・ルール概念の輪郭に迫ってみたい。

『８時間労働日』（H.コックスと共著，1891年）には，「８時間労働日」を実現させる上で，可能性としては，使用者による自発的実施，労働組合による強制，立法措置の三つの方法が考えられると，指摘されていた[15]。しかし，「個々の使用者の利害と個々の労働者の利害は，一般社会のそれとは矛盾する」として，経験的にも，使用者を信頼して「８時間労働日」を実現させる可能性は薄いと第１番目の方法を簡単に退けた。そして，第２番目の可能性の検討に移ったのである。ここに，シドニーの労働組合観が端的に示されていた。

評価の中でもっとも注目すべきことは，シドニーが「労働組合の方法は本質的に闘争の方法である（The methods of Trade Unions are essentially the methods of war.）」と明言していた点である。換言すれば，かれはストライキが労働組合の自らの意志を強制させるのにもっとも「効果的」な方法であるとしながらも，それがコミュニティに対して甚大な被害を与える点をきびしく批判していたのである。結局，シドニーは，ストライキを社会の機構の通常な働きを妨害する方法とみなし，ビアトリスの評価とは異なり1889年ロンドン・ドックストライキにさえ，「大衆に損失」を与えたとして必ずしも全面的な支持を与えていなかった[16]。さらに，かれがストライキという「私的闘

---

⑭　S.Webb, ‘The Limitation of the Hours of Labour’ *Contemporary Review*,vol.56,1889,pp.859-883.do, ‘An Eight Hours Bill’ *Fabian Tracts*,no.9,1889,pp.1-16.do, ‘A Plea for an Eight Hours Bill’ *ibid*,no.16,1890,pp.1-3. do, ‘The Case for an Eight Hours Bill’ *ibid*,no.23,1891,pp.1-15.S.Webb and H.Cox,*The Eight Hours Day*,London,1891,*Fourth Report from the Royal Commission on Labour,* pp. 1893-1894 XXXIX Minutes of evidence,S.Webb.(17,18 November 1892) なお，最後の「証言（番号）」からの引用は，以下，S.Webb,(3,578)（17,November 1892）と表記することにする。

⑮　S.Webb and H.Cox,*op.cit*.,pp.165-190.以下の整理および引用は，とくに断りのない限り，本書に基づいている。なお『８時間労働日』は，シドニー自らも述べていたように，前掲注⑭の*Contemporary Review* に発表していた1889年論文の，とくに理論的な部分を再利用していた。Letter from S.Webb to B.Potter,17 September 1890.in N.Mackenzie,ed.*op.cit*.,vol.1 p.188. したがって，全体としては『８時間労働日』の執筆にはシドニーが主導的な役割を果たしていたと推測できる。他方，コックスの「８時間労働日」に関する見解は，H.Cox, ‘The Eight Hours Question’ *Nineteenth Century*,vol.26.no.149,1889,pp.21-34.を参照されたい。

⑯　ビアトリスのドック・ストライキに対する見方は，拙稿「B.ウェッブの労働問題研究――「苦汗システム」改革案を中心に――」社会政策学会年報　第35集『社会保障改革の現局面』御茶の水書房，1991年，162-163頁，を参照されたい。cf.S.Webb and H.Cox,*op.cit*.,p.175.

争」によって，労働者と使用者の関係が悪化することにも強い危惧をいだいていた点をつけ加えておきたい。望ましい労使関係にとって重要なことは，労働者と使用者がそれぞれの組織を相互に認め合うことであり，このような相互認知が支配的な産業では，そうでない産業より「ストライキが少ないこと」が観察されるのである[17]。

二つめに注目すべき点として，かれが労働組合の影響力に疑問を持っていた点が挙げられる。「わが国の成人労働者の５％しか毎年のＴＵＣに代表されておらず，どのような職業であっても労働組合には10％も属していない」。しかも，組合に組織されている少数者は「熟練トレード」の一員で，他方，多数の未組織労働者は「不熟練トレード」に属しているため，後者のトレードこそ規制が必要であるにもかかわらず，労働組合はほとんど有効な力を発揮できないのである。

最後に，シドニーはストライキによって獲得した時短が安定的ではないことを問題にしていた点を指摘したい。1892年の「労働に関する王立委員会」で，かれは「1879年までに，労働時間の短縮を獲得していた多くのトレードで，同年，必要とされる仕事が実際に減少し，それによって時短を失い，……時短の代わりに長時間働かざるを得なくなったことが生じたような，そんな事態は避けたいと思っています」と「証言」をしていた。このように，シドニーはストライキによって獲得した時短が，景気変動に応じて簡単に失われることに危惧を抱いていたのである[18]。

1889年にシドニーは「われわれは，今日ではみんな労働組合に好意を持っている」と述べていたが[19]，以上の分析から明らかなように，この評価を額面通り受け取ることはできないといえよう。むしろ，かれは社会に対する労働組合の影響力については強い不信感を抱いていたと評価できる。したがって，シドニーは労働組合の産業規制力については，方法としても効果としてもまったく信頼しておらず，結論として「８時間労働日」の実現方法としても，「労働組合による強制」を却下したのである。結局，シドニーは立法措置によって「８時間労働日」を実現させるのが「唯一の方法である」との結論に到達した。そこで，シドニーが中心となってまとめたフェビアン協会の「８時間労働日法案」の概要を確認し，その特徴から浮き彫りにされるかれの労使関係，および国家に対する認識を以下，再構成してみたい[20]。

はじめに注目されたいのは，「８時間労働日法案」が，1878年「工場・作業場法」の修正という形式をとっていた点である。すなわち，前節で論じたように，1891年にコレクティブ・コントロールとしてシドニーによって整理されていた工場法の発展は，その２年前に構想されていた同法案を含めて想定されていたと考えられるのである。よって，同法案の特質を明確にすることによって，コレクティブ・ルール（コントロール）が含意していた将来社会の枠組みが浮かび上がってこよう。

---

⑰ S.Webb,(4,506)(18,November 1892)

⑱ S.Webb,(4,508)(18,November 1892)

⑲ S.Webb, ‘The Limitation of the Hours of Labour’ *op.cit*.,p.866.

⑳ 以下の引用および整理は，前掲注⑭で掲げた文献に依拠している。19世紀末イギリスの「８時間労働日運動」については，ダフィーの研究がくわしい。 cf.A.E.P.Duffy, ‘The Eight Hours Movement in Britain,1886-1893’ *The Manchester school of Economic and Social Studies*,vol.36.no.3,4,1968,pp.203-222,345-363. 邦語文献としては，安川悦子『イギリス労働運動と社会主義』御茶の水書房，1982年，とくに，第６章「法定八時間労働日運動の展開」を参照されたい。

同法案は第３条で総論的に「どのような立場であっても，労働あるいは個人サービスの雇用契約において，特別に明記しない限り，１労働日は８時間を，１週労働日は48時間を意味するものとする」と規定した。ところが，政府雇用労働者，鉄道労働者，炭鉱労働者には同条を厳格に適用したにもかかわらず，それ以外のトレードや職業に従事している労働者には，別の規定が用意されていた。これが，フェビアン協会の「８時間労働日法案」を特徴づける「トレード・オプション」（Trade Option，以下ＴＯと略記する）方式であった。やや長いが，本節の課題と直結する部分なので煩をいとわず引用してみよう。

「イギリス中の何らかのトレードや職業で雇用されている人々の大多数が，当該トレードや職業の週あたり最大労働時間が法律によって定められること，あるいは既に定められている場合，法律によって変更されることに賛成していると，内務大臣が確認しているところでは，同大臣は，本法のこの部分の規定によって，そのようなトレードや職業の１日あたり，あるいは１週あたりの最大の労働時間を命令で宣言するものである。そして，命令の公布日から３ケ月満了した後，それに違反して雇用されている者はすべて本法に違反しているとみなされ，そして，その者を雇用している者，あるいは雇用することを許した者は，それぞれの違反に対して10ポンドを越えない罰金が課せられる有罪の判決を負うものとする。内務大臣は，前述のトレードや職業で雇用されている人々の希望を確認するために，当該トレードや職業が集中している主要な地域で公的な調査を行わせるか，当該トレードや職業に雇用されている人々に投票を行わせるか，または適当と思われるその他の手段を実施する権限を有する」。(21)

シドニーはＴＯ方式を，「当該トレードの労働者の大多数が望むやいなや，どのようなトレードにも労働時間の法的規制が導入されることを可能にする」ものとして，それぞれのトレードの実状に柔軟に対応できる方法であると位置づけていた。したがって，かれがトレードの労働者の希望を，どのような手続きで確認できるとみていたかを明らかにすることで，ＴＯ方式が前提としていた労使関係認識がより鮮明に浮き彫りにできよう。次の３点に注目されたい。第一に，ＴＯ方式は決して使用者を敵視していたわけでも，その決定の埒外に置いていたわけでもなかった点を指摘したい。「当該トレードで実際に労働を行っているなら，使用者は決定の参加から排除されるものではない」。なぜならシドニーによれば，トレードの労働者の労働時間規制には「当該産業に関係している人々の間の交渉（negotiation ）によってのみ，調整が可能」であるからである(22)。

また第二に注目すべきことは，たとえ労働者の間でさえ見解の違いがあっても，かれらの粘り強い議論が前提にあってはじめて，ＴＯ方式は実現されるとした点である。「本［第七］条は，どのようなトレードであっても，十分な議論によって労働者のかなり多数の者が，自分たちの利益となると確信をもてるようになるまでは，実際には，実施されないのである。そしてその時までに，少数者は法律を黙認するようになり，使用者は状況の変化によって，自分たちにとって迷惑となることが生じることを防ぐために事前に準備をすることができるであろう」。

最後に注目すべきことは，ＴＯ方式を実現させるために必要な議論を通して，労働者の組織化

---

(21) S.Webb, ‘An Eight Hours Bill’ *op.cit*.,p.7.

(22) do, ‘The Limitation of the Hours of Labour’ *op.cit*.,p.865.

（organisation of labour）が図れるのではないかとみなしていた点である。「本条は，当該トレードの全労働者が決定に参加し，利益を享受すべきであることを規定している。これによって，熟練労働者および組織された労働者が現在，団結によって享受できている利益が，相対的には恵まれていないかれらの同僚にまで広げられることを意味している」。この主張は，“上から”の労働者の「組織化」を述べているものであり，すなわち，労働組合との間に一定の緊張関係をもたらす可能性があることを示唆していよう。

以上３点にわたって，ＴＯ方式の手続きから浮かび上がる同方式のねらいの要点を指摘した。まず注目すべきことは，法律によって労働時間を規制しようとしているにもかかわらず（？），トレードごとにその内部での十分な議論や交渉を行うことを法律施行の前提条件にあげていた点である。しかも，労働者の労働時間の決定に関して，使用者の意向が反映されるべきだとした点は最大限の注意を払われたい。労働者の一方的な要求だけを反映した決定では，実効性のある規制が困難であるという判断が，ここでは働いていたといえよう。

さらに二，三点目で指摘したように，ＴＯ方式が労働組合運動とあつれきを生む可能性を持った提案であったという点も無視できまい。つまり，ＴＯ方式によって，さしあたり労働時間に限定されるとはいえ，労働組合が担っていた労働条件の改善という機能が国家に吸い取られ，労働組合を不要のものにする可能性を持ったと考えられるのである。このような主張が，先に論じたようにストライキに対する嫌悪，そして労働組合が必要なトレードではほとんど組織されず有効な機能を発揮していないという，全体としての労働組合に対するシドニーの不信感から導き出されたものであった点は，まず間違いないといえよう。

ＴＯ方式が，『８時間労働日』で語られていた立法措置であることは言うまでもない。そこで本節のむすびとして，同書で述べられた立法措置の有効性を参照しながら，シドニーの労働組合，労使関係に対する認識をまとめてみよう。結論的に言えば，これまで論じてきたように，シドニーは労働者，使用者の個別の利害が存在することは認めていたが，それらの利害はすべて「社会」の利益の後回しにされるべきだという見解を持っていた。したがって，「労働組合の方法は本質的に闘争の方法である」と把握していたシドニーにとって，労働組合は，「社会」の利益とは往々にして敵対する存在であると評価していたといえよう。これがシドニーの労働組合認識であった。しかし，かれが労働者の労働条件をまったく考慮していなかったと誤解してはならない。逆に，シドニーは「政府のこれまでの全ての歴史は，生き残る最適者の質を引き上げるために［生存］闘争条件を制限してきた一連の歴史なのである」と，明確に社会進化論の立場から労働条件に関する国家による介入を正当化していた[23]。

また第二点目として，シドニーが正当化していた国家介入には，介入のための条件を必要としていたという点を強調したい。ＴＯ方式の分析でみたように，国家介入とは国家による“有無”を言わせない強制力と同義ではなかった。当該トレード内の労使間あるいは労働者内部での十分な意思疎通があることを前提にして，はじめて国家介入が正当化されたのである。このようなシドニーの国家介入のための条件は，『８時間労働日』のなかできわめて簡潔にまとめられていた。すなわち，

---

(23) *Ibid.*,p.869.

「実質的には，合意なくして強制はないものである（There will be virtually no coercion except by consent ）」という主張である[24]。この言葉こそ，かれの労使関係認識を前提にもった国家介入の論理といえよう。つまり，シドニーは労働条件に関して，関係する当事者の「合意」の条件を満たしてはじめて，国家介入を是認することで，「強制」が真の効果をもつと判断したのである。われわれはかつて，独身時代のビアトリスが，既存の工場法に対する改革案を提示することで，「苦汗産業」問題の解決策を示したことを論じたことがある。彼女は，工場，「作業場」の製造業者と「卸売業者」に，「工場・作業場の登録」を強制させることで，かれらを「責任ある使用者」に変え，工場も「作業場」も均一の労働時間のもとで稼働させることを構想していた。それに対して，シドニーは1890年６月４日の書簡で次のようなコメントを送っていた。「私はあなたが思っておられるほど，作業場と工場を法的に同等化することは簡単なことではないと思います。……限定的な労働時間は，かなり均質な単一のトレードでの長い経験の結果であったと思うからです。私たちは，そのような限定的な労働時間を一挙にロンドンのすべての産業に適用することが可能でしょうか？」[25] ペナルティという「強制」に基づき，全産業の工場と「作業場」を工場法のもとに置くよう提案を行ったビアトリスに対して，シドニーは本節で論じてきたＴＯ方式に基づいて，彼女の提案の“実現可能性”に疑問を呈したといえよう。

以上本節では，フェビアン協会の「８時間労働日法案」を取り上げ，それを特徴づけるＴＯ方式にシドニーの労働組合，労使関係論が色濃く反映していたことを明らかにした。従来，シドニーの労働組合論は，存在さえ指摘されることがなく，したがってそれが論じられることもなかったが，うえの分析によってシドニーが社会に対する労働組合の影響力にきわめて強い不信感を抱いていたことを明確にした。そして，この認識がかれの国家介入の論理と相互前提的な関係にあった点も論じてきた。すなわち，「８時間労働日法案」の提案には，労働組合に対する不信感と，その裏返しである労使の良好な関係への期待感が根本にあったのである。この法案にこそ，「合意なくして強制なし」というシドニーの労使関係論が前提されていたといえよう。そして，最後に簡単にふれたように，シドニーの労働組合および労使関係論を前提とした国家介入の論理は，当時のビアトリスとはまったく異なっていたということも指摘できた。以上のようにみてくると，「合意なくして強制なし」というシドニーの理念は，コレクティブ・ルールが想定していたかれの将来社会の枠組みを根底から支えており，しかもビアトリスの影響を受けることなく構想されたと主張することができる。したがって，これまでの分析を受けて，独身時代のシドニーが想定していたコレクティブ・ルールおよびその枠組みの基本理念が，ウェッブ夫妻のコモン・ルールそして，ナショナル・ミニマム概念に受け継がれていたのか否かを明らかにすることが次節の課題である。

---

(24)　S.Webb and H.Cox,*op.cit*.,p.186.

(25)　Letter from S.Webb to B.Potter,4 June 1890.in N.MacKenzie,ed.*op.cit*.,vol.1,p.146.くわしくは前掲，「B.ウェッブの労働問題研究」，157-179 頁。を参照されたい。

4　コモン・ルール概念の特質とシドニー・ウェッブの寄与

前節までの分析を受けて，ウェッブ夫妻のコモン・ルール，ナショナル・ミニマム概念に，シドニーの労働組合，労使関係認識を引き継ぐ視点があったかどうかを明らかにすることが本節の課題である。

本来であればこの課題を果たすためには，『歴史』および『民主制』執筆のために夫妻によって収集された膨大な労働組合規約や関係する文献の抜き書き，統計資料，あるいはかれらの手稿を読み，われわれの視点から夫妻の労働組合主義研究の特質を浮き彫りにする作業を行うべきであろう[26]。しかし，現段階ではこの用意が十分ではないので，他日を期すことにし，本稿では『民主制』に対象を限定してうえの課題に迫ってみたい。ただ，シドニーの労働組合論との異同をみるうえで『歴史』のなかにも見落とすことができない叙述があるので，必要最小限『歴史』の方法に直結する叙述を，シドニーの労働組合論と比較して本節をはじめることにしよう。

「労働組合とは，賃金労働者が自分たちの雇用条件を維持，または改善する目的をもった継続的な組織である（continuous associations）」。[27] これは，あまりにもよく知られた『歴史』の労働組合の定義である。従来，この定義に対しては，多くの批判や異論が出されてきたが[28]，ここでは，それらの細かい論点には立ち入らず，シドニーの歴史観，社会観からみた意義を確認してみよう。第二節でみたように，シドニーにとってみれば，継続性こそコミュニティ（＝「社会有機体」）の

---

(26)　ウェッブ夫妻の労働組合主義研究に関するコレクションは，ＬＳＥ付属図書館（The British Library of Political and Economic Science ）に所蔵されている。それを大別すると，Passfield PapersとWebb Trade Union Collection に分けることができる。前者は，ビアトリスの日記をはじめ，かれらの公私にわたる諸活動に関する文書が納められている。他方後者は，文字通り，かれらの労働組合主義研究を通して収集された膨大な文書が納められている。これは，文書の性格によってＡ～Ｅに分類されており，Ａ分類（主要な手書き資料），Ｂ分類（連続していない印刷物），Ｃ分類（印刷された労働組合規則），Ｄ分類（印刷された報告書および定期刊行物），Ｅ分類（ＡおよびＢ分類にむしろ適当なもの）から成っている。われわれは，現在Ａ分類を中心に分析を進めているが，これらの文書に依拠した本格的な研究の発表は，他日を期すことにしたい。

(27)　S.and B.Webb,*The History of Trade Unionism*,*op.cit*.,p.1. 邦訳書，46頁。

(28)　『歴史』の1920年版において，ウェッブ夫妻が初版の定義のなかで「自分たちの雇用条件」としていた部分を，「労働生活」に直したことについて次のように説明していたことはよく知られている。すなわち，初版の定義が「労働組合が常に資本主義または賃金制度の永久的な継続を企図するものと意味している」として，反対されたからである，と。この批判の急先鋒としては，フェビアン協会のポスト・ウェッブ世代の代表である，G.D.H.コールが知られている。コールは1913年のはじめての著作で「労働組合の第一の目的は，使用者と闘うことである」と，ギルド社会主義の立場からウェッブ夫妻の労働組合理解を批判した。S.and B.Webb,*The History of Trade Unionism*,New York,2nd.ed.1920,p.1.飯田鼎・高橋洸訳『労働組合運動の歴史』日本労働協会，1973年，4-5 頁。G.D.H.Cole(ed.J.Lovell)*The World of Labour*.Brighton,1913,1973 ed.p.259.A.W.Wright, *G.D.H.Cole and Socialist Democracy*,Oxford,1979,p.29.なお，夫妻の労働組合の定義に関しては，‘The Webbs as historians of Trade Unionism’ in *Bulletin of the Society for the study of Labour History* no.4,1962,pp.4-9.C.Lis,J.Lucassen and H .Soly, ‘Introduction’ in Lis,Lucassen and Soly,ed.*Before the Unions*,*International Review of Social History Supplement* 2,1994,pp.1-10.も参照されたい。

不可欠の条件であり，継続しなければコミュニティではなかった。独身時代のシドニーは，労働組合とはすなわち「闘争」であり，コミュニティの基本的属性である継続性とは無縁の存在であったと考えていたといえよう。したがって，シドニーが労働組合の歴史を語るということは，かれにとって労働組合をコミュニティとして認知したことを意味し，よって当然に，継続的組織でなければならないのである。『歴史』における労働組合の定義の意味を掘り下げるうえで，きわめて示唆的な叙述が同書のなかにある。この点を概観して，シドニーとウェッブ夫妻の労働組合論の比較をさらにすすめてみたい。

1892年の「王立委員会」の「証言」のなかで，シドニーが1879年の労働組合のストライキに言及し，これをもとに労働組合運動によって獲得された時短が安定的ではないという認識を披露していたことはすでに指摘した。一方，『歴史』でも，この時期に賃金の下落や労働時間の延長が行われるようになった事実に論及し，「1878年から1880年までの数年間は，ほぼすべてのトレードで，ストライキ件数で大幅な増加を示したが，そのほとんどが労働者にとってみじめな敗北に終わった」とほぼ同じ評価を下していた。ところが，『歴史』ではうえの叙述に続けて，この時期の労働組合運動の縮小にもかかわらず，「運動の土台」（the backbone of the movement）はそっくりそのまま残り，地方の労働組合評議会，そしてＴＵＣも存続していたことをつけ加えたのである[29]。

このような，1879年の労働組合運動に関するウェッブ夫妻の総括に注目されたい。すなわち，「1879年の試練は，労働組合運動がついに，破壊や崩壊のあらゆる危険をこえ，そして労働組合の組織がわれわれの社会構造の永久的な一要素（a permanent element）となっていたことを証明したのである」と[30]。この総括はうえで論じた事実および前後関係からみて，単に1879年という一年の運動に対するまとめの評価以上の重要性をもっていたと考えるべきであろう。つまり，ストライキによって獲得した時短が安定的ではないという認識は『歴史』においても貫かれていたが，同書は，労働組合は「社会構造の永久的な一要素」となったと評価し，すなわち，労働組合を継続的な組織であると認知したといえるのである。

以上の点から，『歴史』の1879年に対する評価こそ，夫妻が労働組合をコミュニティとして認知した決定的な根拠となったのではないかと指摘できよう。つまり，ウェッブ夫妻によって採用された労働組合の定義は，シドニーの社会観を生かして，その視点からみて自らのかつての労働組合認識を支えていた，1879年に対する事実認識を豊富化することによってはじめて可能となったといえる。かつてシドニーは，労働組合を主に社会に混乱をもたらす存在としてしか理解していなかったが，『歴史』ではこのように労働組合を「社会構造の永久的な一要素」として“再発見”したといえるのではないであろうか。

ところで，『歴史』には前節でみた「合意なくして強制なし」というシドニーの労使関係論の見地は引き継がれていたのであろうか。『歴史』は歴史であるという夫妻自らの位置づけがあったにもかかわらず，実はここにもシドニーの労使関係論は貫徹していた。それは第４章「新しい精神と

---

(29) S.and B.Webb,*The History of Trade Unionism*,*op.cit*.,pp.335-336.邦訳書，370-372 頁。

(30) *Ibid*.,p.336. 邦訳書，372 頁。

『新型』組合」のなかに見られた[31]。合同機械工組合の発足とほぼ時を同じくした，1851年から翌年にかけて発生したランカシャーとロンドンの機械工場のロックアウトに対して，労働者はおよそ４ケ月間のストライキで闘った。この著名な事例に対する夫妻の見方に注目されたい。結局，「闘争の結末は明白となり」，1852年４月中に労働者は使用者側の条件で仕事に戻った。「ほとんどの使用者は，彼らの労働者たちが実際に『誓約書』に署名することを主張し，また，労働者のたいていは切迫した貧困の圧力の下で，いやいやながら服従したが，しかし労働組合を見捨てるという約束は履行しなかった」。このような労働者の行為に対するウェッブ夫妻の評価は，刮目に値しよう。すなわち「この種の強制のもとに無理強いされた約束は，ほとんど法律的な義務を負うものではないし，ましてや道徳的義務を負うものでもない」と，「約束」を履行しなかった労働者の行為を支持したのである。

あらためて論じるまでもないが，夫妻は「無理強いされた約束」とは，すなわち，労使間で十分な議論を行った末到達した「合意」ではないと判断したのである。前節で指摘したように，シドニーは労働者と使用者がそれぞれの組織を認め合うことを，望ましい労使関係の不可欠な条件であると論じていた。この見地から見ると，うえの事例は相互認知という条件を満たしていないと言わざるを得ないのである。したがって，そこでの「約束」は守る義務を負う必要がないと評価を下したのである。このように「合意なくして強制なし」というシドニーの労使関係論の基本的見地は，『歴史』においても貫徹していたということができよう。

以上，二点に限定して，シドニーの労働組合論と『歴史』の評価の異同にふれてみた。まず，闘争こそ労働組合であるとし，労働組合に対して強い不信感を抱いていたシドニーは，『歴史』で，労働組合は継続的な組織であり，したがって，「社会」のなかで担うべき役割を持った組織であると，自らの歴史観，社会観によって“再発見”したといえよう。よって，この“再発見”は独身時代のシドニーの労働組合論を引き継ぐアンヴィヴァレントな特徴をも持っていた。ストライキによって獲得した時短が安定的ではないというシドニーの認識が，『歴史』でも見られていた点はその証左である。また，前節でみた労使関係に対するかれの基本認識，すなわち「合意なくして強制なし」という立場が『歴史』でも貫かれていたことも，あわせてうえで明確にした。以上の点をまとめてみると，ウェッブ夫妻は『歴史』では，シドニーの労使関係に対する基本認識を枠組みとして維持しつつ，労働組合が使用者とのパートナーシップを組める「永久」的な存在であると“再発見”したことを表明したものといえよう。

それでは，夫妻の労働組合論は，『歴史』の分析を経て『民主制』でどのように論じられるのであろうか。コモン・ルール，ナショナル・ミニマム概念がそれを示す指標であることは言うまでもない。そこで，はじめに『民主制』が労働組合主義をどのような観点で分析していたかを確かめ，次に，同書のなかでコモン・ルールが夫妻によって定式化された契機をみてみることにしたい。

『民主制』の結論部分である「労働組合主義の経済的特質」章の（b）節「コモン・ルールの方策」の冒頭でウェッブ夫妻は次のように論じていた。「経済学者と政治家は労働組合主義を，結果的に，ある特定の時期におけるある部門の労働者の地位を改善することによってではなく，国民の

---

(31) 以下の引用は，*ibid.*,pp.195-198.からのものである。邦訳書，232-234 頁。

永続的な能率に対する影響によって判断するであろう」(32)。ここで語られた「経済学者と政治家」の観点とは，他ならぬウェッブ夫妻自身の観点であることは言うまでもない。国民ないし国家の能率の向上に，労働組合主義がどのように寄与しているかを測ることが，夫妻の労働組合主義に関する評価基準であり，よって『民主制』の理論課題であった。

ウェッブ夫妻によると，労働組合の規制（Trade Union Regulation）は，結局のところ，人員制限（Restriction of Numbers）とコモン・ルールのふたつの経済的方策にまとめられた。「徒弟制，新しい競争者のトレードからの除外，そして特定職業での既得利益の主張に関するかつての労働組合の規範は，前者のタイプに属する。後者のタイプは，標準賃金率や標準労働日の直接的な決定，そして衛生と安全の明確な条件というより近代的なルールを含んでいる」。かれらは，人員制限は，もっとも有能な肉体労働者と事業家の自由選択を妨げ，生産工程を固定させるため，全般にわたる生産能率の水準を引き下げることになると指摘した。したがって，夫妻はこの「方策の有効な使用は，もはや実際的ではない」と人員制限の方策を否定したのである。

他方，コモン・ルールの方策は，「人員制限」の方策と好対照をなしていた。夫妻の論理と解釈にもとづいて，コモン・ルールの構造と機能，そしてその経済的効果を再構成してみたい。まず，「進化とは，人間の淘汰力によって抑制されないなら，われわれが進歩と呼びたいと思うものと同様に，退化となってしまうこともある」と，夫妻が社会進化論の立場で，社会の規制の必要性を力説していた点に注目されたい。ここでは，「進化」と「能率」が相互互換的な意味を持って使用されていたと考えることが可能であろう。夫妻によれば，「産業の能率は，どのような立場に関しても，最高の有力な候補者によってその立場が埋められることによって促進される」のである。したがって，「最高の有力な候補者」を補充するためには，労働条件に関するさまざまな規制を設け，国民の「健康と力の持続」を保証することが不可欠となる。なぜなら，「低い生活水準は，低い労働水準によって伴われる」からである。よって以上の点を要約的に述べると，コモン・ルールとは，夫妻によって「能率」を促進するという評価が与えられた労働組合主義の労働条件に対する規制の総称であった。

しかし，ここでひとつの矛盾にぶつからざるを得なくなる。なぜなら，「社会のピラミッドの底辺で，コモン・ルールに対する必要性が最大である」と考えられるのに，そこには，労働組合が存在しないからである。現状では，「苦汗産業」あるいは「寄生産業」によって，「コミュニティの生命力」が奪い去られているのである(33)。したがって，全体としての社会にまで視野を広げると，最大の能率を獲得するためには，生存競争を規制することで，どのような部門も寄生や退化に陥らないようにすることが第一の条件であると，夫妻は主張したのである。

『民主制』では，コモン・ルールが施行されると，労働者や産業に以下の４つの影響を及ぼすことになると論じられていた(34)。まず，労働者に対する影響として，第一に，労働者全体に，有益

---

(32)　S.and B.Webb,*Industrial Democracy*,*op.cit.*,p.703.邦訳書，857 頁。なお以下の叙述は，とくに断りのない限り，*ibid*,pp.703-806.を整理したものである。邦訳書，857-988 頁。

(33)　*Ibid.*,p.752. 邦訳書，917 頁。

(34)　*Ibid.*,pp.723-724,727-728.邦訳書，881-883，888 頁。

な精神的刺激を与えることになり，その結果，第二に，もっとも有能な「候補者」が雇用されることになる点が指摘できる。すなわち，どのような産業でも，標準賃金率，標準労働日，そして衛生と安全の規定された条件が強制されるとしても，使用者は労働者を自由に選択することができる。しかも，雇用の最低条件が固定され，画一化されると，雇用をめぐる競争が質の向上をもたらすことになる。そうすると，労働者は善良な性格，高度な技術，そして一般的な知性をもとうと努力するようになり，「より能率的」な存在たるよう自らに刺激を与えることになるのである。このようなプロセスの結果として，多数の応募者の中からもっとも優秀な労働者が選抜されるというのである。

第三点目として，使用者への影響が指摘できる。コモン・ルールの施行によって，使用者は雇用条件の引き下げができないとわかると，製造過程での発明や新しい工程の採用を進めることによって自らの利益を追求することに向かうのである。そうすると，次の四点目が間接的な影響として指摘できよう。すなわち，「コモン・ルールが単に存在することによって……事業を最高の立地，最高の設備，最高の能力を持った管理者によって管理されている工場に集中させ，無能なあるいは旧式の使用者を排除する傾向となる」のである。このような傾向は，当然のように，「苦汗産業」ないし「寄生産業」の衰退や破壊という「経済的効果」をもたらすといえよう。以上，４点にわたってみてきたように，コモン・ルールが産業組織に与える影響は，肉体労働者にも使用者にも，そして「国民産業」に対しても同じく，すべてが「能率増進の方向に向かっていく」。このように，ウェッブ夫妻は比較的新しい労働組合の規制のなかに「能率増進」をもたらす労働条件の規制が存在していたこと，すなわちコモン・ルールが脈々と息づいていたことを『民主制』ではじめて体系的に論じたといえる。

ところで，コモン・ルールは労働組合のどのような「方法」によって実現されるのであろうか。『民主制』の手稿に，「ストライキは労働組合主義と同一延長上にはない」という言及がなされていたように[35]，独身時代のシドニーとは異なり，夫妻が労働組合主義とその要求実現の方法を区別して考えるようになったことは明白である。かれらは，『民主制』で，18世紀初めから19世紀末までの労働組合の規制を実行する「方法」（method）を，およそ時系列的に整理し，相互保険の方法，団体交渉の方法，法律制定の方法と三種類に分類した[36]。そのうえで，後ろの二つがコモン・ルールのための労働組合主義者の「方法」であると示していた。しかし結論を先取りすると，夫妻は法律制定の方法により大きな期待を抱いたと指摘できるのである。

夫妻が法律制定の方法に優位性を認めたひとつの理由は，団体交渉という労働組合の方法に弊害があるという認識をもっていたからである。『民主制』でなされた労働時間短縮に関する繊維工場と機械工場の比較は，前節までのシドニーの労働組合論との関係を問ううえできわめて注目すべき事例であるといえる。簡単に把握しておきたい。1870年から1880年までの10年間，前者は法律制定，

---

(35) Webb Trade Union Collection sec.Ａvol.48 no.7 p.352.なお，この48巻７節は，表紙（269 ページ）に，ビアトリスの手書きで「初期に書かれた主要な章別配列」と記されており，内容をみると『民主制』の初期の見取り図と推測できる。しかし，残念ながら，いつの段階で書かれたものであるかは，定かではない。

(36) S.and B.Webb,*Industrial Democracy,op.cit.*,p.150.邦訳書，172 頁。

後者は団体交渉によって時短を実現していた。ところが，前者では「時短は産業のどのような停止もなく確保され，［イギリス］王国の端から端まで当該産業のすべての工場で普遍的に強制され，しかもその後も闘争もなく厳格に維持された」。他方，後者では，時短によって機械産業の中心地のひとつで産業の５ケ月におよぶ停止とその他の多くの闘争を引き起こすという，犠牲を「社会」に負わせたというのである。

このように，労働時間短縮に関して，夫妻は繊維工場に対する機械工場という二分法的分析によって，前者の時短が実効性の面からみてはるかに優れているという認識をもつことで，法律制定の方法を強く支持した。そればかりではない。逆に，団体交渉によって確保された時短が，不安定で，しかもストライキ等で長期間にわたって事業停止を引き起こし，いかに社会に犠牲を強いてきたかを問題視したのである。したがって言い換えれば，法律制定の方法がきわめて「平和的」（peacefulness ）な方法であったため，夫妻によって選択されたといえよう[37]。

夫妻が法律制定の方法を選び取ったもうひとつの理由は，法律制定の方法と比較して，団体交渉の方法が相対的に不備であるという認識もあったためである。「いったんコモン・ルールが制定法によって体現されると，それは他のどのような方法よりも，永久的で一般性を求める労働組合の熱望を完全に満足させる」。なぜなら，団体交渉が発展しつつあった当時であっても，まだ全国を通じてほとんど一律の条件という程度まで協約を確立するに至っていなかったからである。これでは団体交渉によるコモン・ルールでは，限られた産業や地域にしか適用されないという限界が生じる。

また，「近代産業の特徴であるインフレーションと不況」の連続によって，全国協約が使用者と労働者の力関係によって，絶えず変更されがちな問題点が，夫妻によって懸念されたことも無視できない[38]。「たとえば，例外的に安定した全国協約によって標準所得が決定されていた紡績工ですら，過去20年間に，引き上げ５回，引き下げ７回，計12回もこの標準額の変更に同意したのである」。さらに，問題なのは，「苦汗産業」など法律の規制にさらされていないところで，肉体的にもっとも弱い階級が，最低の生活費でもっとも長い労働時間を余儀なくされるというパラドックスがみられる点である。したがって，規制がもっとも必要とされるところでは，どうしても法律による規制が不可欠といえるのである。このように，団体交渉によるコモン・ルールは，その適用が普遍的ではないという問題点が指摘できたのである。

以上，『民主制』にもとづいてコモン・ルールの構造と機能，そしてその方法を再構成してきた。しかしながら，これまでの分析では，前節で論じたシドニーの労使関係論に対応するようなウェッブ夫妻の労使関係論といえる見地が明確になったとはいえない。そこで最後に，シドニーとの十全な比較を行うために，コモン・ルールが前提としていた夫妻の労使関係像を論じ本節をむすぶことにしたい。

「一コミュニティーのなかにあっても，規制がない場合は，トレード間の競争は一定の職業のなかで，全体としての国民に有害な雇用の条件を生み出し，かつ持続させる傾向となる。その救済策

---

(37)　*Ibid.*,p.800. 邦訳書，980 頁。

(38)　*Ibid.*,p.256. 邦訳書，301 頁。

は，コモン・ルールの概念をトレードから全体のコミュニティにまで広げることであり，そして，ナショナル・ミニマムを規定することによって，どのような産業であっても公共の福祉に有害な条件の下で，経営することを絶対的に防ぐことである」(39)。これは，「労働組合主義の経済的特質」章で示されたコモン・ルール，ナショナル・ミニマム両概念の関係を示す代表的な一節である。ナショナル・ミニマムがコモン・ルールの拡大版であることが明瞭に理解できよう。しかし，同時にこの一節は，コモン・ルールおよびナショナル・ミニマムが，労働条件についてある共通の最低標準を産業や国全体にきわめて強制的に適用させる方策であったかのような印象を与えている。そして，従来のコモン・ルールに関する通説も，このような印象に基づいて同概念を説明してきたといえよう(40)。しかし，それでは『歴史』にまで貫かれていた，「合意なくして強制なし」というシドニーの労使関係に対する基本的な見地は，『民主制』では，一転破棄されることになるのであろうか。

本節はこれまでコモン・ルールの構造等について，従来の研究と同様に「労働組合主義の経済的特質」章内の（b）節「コモン・ルールの方策」や同（c）節「産業の分配に対するコモン・ルールの部分的適用の影響」等に依拠して論じてきた。しかしながら，従来の研究では，同章以外にも，『民主制』で70箇所以上に及ぶコモン・ルールに関する言及があった事実が無視され，同概念の全体像を把握することができなかったといえよう。そこで，以下では，第二編第八章「新しい工程と機械」のなかの一節を手がかりに，コモン・ルール概念を支えていた夫妻の労使関係認識に迫ってみたい。

新しい機械が工場に導入されることによって，雇用を失うか，あるいは労働の仕方に変更がもたらされるようになることは，労働者の労働と生活にとってきわめて重大な問題である。これに対する，ウェッブ夫妻の基本的な見方は注目に値しよう。「特定の機械を導入するか否かを決定するこ

---

(39) *Ibid.*,p.767. 邦訳書，937 頁。

(40) 「コモン・ルールは，善かれ悪しかれ労働組合の主要な道具である」とみなした，マーシャルの評価は代表的な見解であろう。A.Marshall,*Principles of Economics*,London,1890,8th ed.,1930,p.704, 馬場啓之助訳『経済学原理　Ⅳ』東洋経済新報社，1967年，269 頁。また，ヒックスも「この（賃金引き下げの阻止……引用者）目的を達成するのにもっとも有効な手段は，労働組合目的の最前線に，“ コモン・ルール ” ――一定地域全体の明確な最低賃金または，承認された出来高賃金表――の維持を挿入し，これらの標準を低下させようとするどのような使用者に対しても，組合の力を集中することによって強制させることである」と述べていた。J.R.Hicks,*The Theory of Wages*,London,1932,2nd ed.1963,p.164.内田忠壽訳『賃金の理論』東洋経済新報社，1952年，198 頁。また，中西洋も，マーシャル，ヒックスの解釈を受け継ぎ，ウェッブの「〈Trade Union 〉の理解にとって大切なことは，それが “ Common Rule（コモン・ルール）” というデヴァイス――労働供給側の “ 価格表（price-lists ）” etc.――によって労使関係をコントロールしようとしている点である。」と述べていた。中西洋『《賃金》《職業＝労働組合》《国家》の理論』ミネルヴァ書房，1998年，92頁。さらに，シドニーの初期の研究を視野に入れた大前朔郎の研究も，コモン・ルール（共通規則）について，「労働組合は，賃金や労働時間などの労働諸条件に関し，その標準を設定し，これを共通規則として，『如何なる雇主もこれ以下に下ることを得ない最低限』として強制していくことにより，その目的を達成していくのである」と，通説的な説明に終わっていた。大前朔郎『社会保障とナショナルミニマム』ミネルヴァ書房，1975年，151-152 頁。

とは，あたかも追加的な20人の労働者を雇い入れるか否かを決定することと同様に，使用者のみで決定される問題であることは疑いない。しかし，労働者が従事したり，あるいは労働の習慣を変更するような規制や条件は，団体交渉の仮定に基づけば，賃金契約を締結する一方の当事者によっても，または一部使用者と一部労働者との合意によってでも決定されることではなく，双方の公認された代表者による交渉によってコモン・ルールとして合意されなければならない」。(41)

みられるように，ウェッブ夫妻は通説とは異なり，コモン・ルールを一方が他方に，すなわち労働組合が使用者に“強制”的に守らせるという性格の規制としてではなく，まさにシドニーの労使関係論の見地を引き継ぎ，労使双方の「合意」を前提として施行されるべき規制であったとみなしていたのである。すなわち，かれらによれば「近代的な妥協（modern compromise）」こそ(42)，コモン・ルールであったのである。それではなぜ，「妥協」が可能なのであろうか。それは，「労働者も使用者も同様に守らなければならないものであるから，慎重に協定を結んだコモン・ルールは一階級だけの希望ではなく，すべての観点から（all point of view）考慮されて組み立て」られたものだったからである(43)。換言すれば，コモン・ルールを策定するにあたって，もっとも重視しなければならなかったのは「すべての観点」，言い換えれば，社会であり，さらに端的に言うと，消費者の利害であった(44)。よって，労働組合であれ，使用者であれ，かれらの利害にのみ立脚するコモン・ルールなどは，そもそもはじめから存在しようがなかった。以上論じてきたように，独身時代のシドニーによって定式化され，『歴史』でもみられた「合意なくして強制なし」というかれの労使関係論の基本的見地は，『民主制』のコモン・ルール概念の前提として貫かれていたと主張できよう。

以上，本節はウェッブ夫妻のコモン・ルール，ナショナル・ミニマム概念に，独身時代のシドニーの労働組合論，労使関係論を引き継ぐ視点があったかどうかを明らかにするために，コモン・ルール概念の構造と機能，そしてその方法を中心に論じてきた。そこで最後に，これまでの『歴史』および『民主制』の分析をもとに，シドニーとウェッブ夫妻の労働組合論の異同をたしかめて本節をむすぶことにしよう。

うえで見てきたように，シドニーによって主に社会に混乱をもたらす存在としてのみ把握されていた労働組合は，『歴史』，『民主制』では「社会」のなかで労働条件の決定に関して担うべき重要な役割を持つ「継続的な組織」であると“再発見”されていた。これは，両者の相違点であると指摘できる。言い換えるならば，労働組合と国家を対立させて理解していたシドニーに対して，ウェッブ夫妻は，労働組合を社会の中の一コミュニティとして認知したのであり，まさに労働組合を

---

(41) S.and B.Webb,*Industrial Democracy,op.cit.*,p.405.邦訳書，490 頁。

(42) *Ibid.*,p.218. 邦訳書，254 頁。

(43) *Ibid.*,p.171. 邦訳書，199 頁。

(44) 夫妻が，社会の中で「消費者の利害」をもっとも重視すべきであるとみていた点，およびその論理は，『民主制』第三編第二章「市場の掛引」および最終章「労働組合主義と民主主義」でもっとも明確に述べられていた。前掲，「コンベンショナル・ミニマム，モラル・ミニマム，ナショナル・ミニマム」および「ウェッブ夫妻の労働組合主義研究の一断面」を参照されたい。

「国家の中の一国家」として把握したといえる[45]。

しかしながら，シドニーとウェッブ夫妻の労働組合論は，うえの相違点が前提であるとはいえ，きわめて共通した認識をもっており，そのような意味では，夫妻の労働組合論は独身時代のシドニーの労働組合，労使関係論を濃厚に引き継ぐものであったと主張して間違いないといえよう。それは以下の３点にまとめることができる。

第一は，ウェッブ夫妻が社会進化論の立場で国家ないし国民の能率向上を第一の課題としていた点が，第二節で論じた「社会有機体」による視点で国家間の優劣を比較していたシドニーの見方を引き継ぐ点であったということである。また，二分法によってコモン・ルールおよびその「方法」を導出していた点も，シドニーの方法と同様であったこともつけ加えておかねばならない。すなわち，パーソナル・ルール対コレクティブ・ルール，人員制限対コモン・ルール，そして繊維工場（法律制定）対機械工場（団体交渉）といったような区分は，一方を善で，他方を悪とみなすシドニーそしてウェッブ夫妻の二分法的分析によって定立されたといえよう。したがって，ウェッブ夫妻の方法は，シドニーの方法をそのまま踏襲していたとみなすことができるのである。

第二に，コモン・ルールの実現方法として，法律制定の方法を選び取った理由に，独身時代のシドニーの労働組合理解が散見される点も重視されるべきであろう。団体交渉には弊害があり，しかも景気変動に応じて，労使間の力関係によって変更されやすい弱点があるとする認識は，「社会」の利益こそ最優先されるべきだとして労働組合に疑問を持っていた，独身時代のシドニーの労働組合論が再現されたものであった。また，「苦汗産業」ないし「寄生産業」の「廃絶」のために，コモン・ルールを法律によって規定する必要があるとする主張も，多数の未組織労働者が「不熟練トレード」に属しているため，規制が必要にもかかわらず労働組合は有効な力を発揮できないとした，かつてのシドニーの労働組合批判が，労働組合主義の「方法」の有効性の観点から，あらためて展開されたものといえるのである。

第三に，そして最も重要なのが，コモン・ルール概念が，シドニーの「合意なくして強制なし」という労使関係論を前提として組み立てられていた点であるといえよう。従来のウェッブ夫妻のコモン・ルールに関する通説とは異なり，夫妻は「一階級だけの希望ではなく，すべての観点から考慮されて」コモン・ルールが形成されるべきであることを『民主制』で論じていたのである。この見方が，前節で論じたフェビアン協会の「８時間労働日法案」を特徴づけるＴＯ方式の労使関係認識と全く重なるものであったことはあらためて論じるまでもないであろう。「双方の公認された代表者によって合意」されれば，その合意事項を守ることは労働者であれ，使用者であれ当然の責務となり，したがって「強制力」をもつのである。このように，ＴＯ方式もコモン・ルールもともに，社会の利益こそ最優先されるべきであるとみなしていたシドニーの「合意なくして強制なし」という労使関係論によって支えられ，定式化されていたのである。

---

(45) S.and B.Webb,*The History of Trade Unionism*,*op.cit.*,p. IX. 邦訳書，2 頁。

5　むすび

「われわれの章［労働組合主義の経済的特質・・・引用者］は，実際，コモン・ルールの一定の特質に対する分析となっている。しかし，これらはまさに，これまで完全に見落とされてきた特質であるので，格別の扱いがなされる必要があるのだ」(46)。これは，『民主制』が完成する直前の1897年９月10日のビアトリスの日記の一節である。ＬＳＥ付属図書館には，『民主制』の一定の章が手稿として残されてはいるものの，それらは1897年版とほとんど違いがないため(47)，ウェッブ夫妻のコモン・ルール概念の彫琢過程を確認することは容易ではない。したがって，コモン・ルールおよびナショナル・ミニマム概念がどのような契機と論理で，そしてシドニーとビアトリスのどちらの発想によって形成されたかを，手稿にもとづいて明らかにすることは今後に残された課題といえよう。

しかし，本稿がこれまでの分析で明白にしてきたように，労働組合主義の分析方法として『民主制』執筆の時点で，はじめて夫妻によってコモン・ルールが概念化されたと考えることは説得的な見方とはいえまい。そして，独身時代のビアトリスに，コモン・ルール，ナショナル・ミニマムの「発想」を求めることもきわめて疑問であるといえよう。それは，コモン・ルールが想定していた労使関係認識，そしてそれを基礎に持つ国家介入の論理が，1880年代後半から1890年代初頭の時期にかけて提唱された，シドニー・ウェッブの「８時間労働日」の要求のなかにすでに存在していたからであり，しかも，かれの主張はビアトリスの発想からまったく独立して構想されていたからである。シドニーが当時，構想したコレクティブ・ルール概念はこのような意味で，後のウェッブ夫妻のコモン・ルール概念のひな形であったといえるのである。たしかに，コレクティブ・ルール概念は，労働組合をコミュニティとして認知していなかった当時のシドニーの労働組合観と相即的な関係にあった。しかし，「合意なくして強制なし」というシドニーの労使関係認識が『民主制』まで貫徹していた事実をふまえると，『歴史』で“再発見”された労働組合は，「社会」の利益が最優先させられるべきだというシドニーの基本的な社会認識を支える「社会構造の永久的な一要素」となったとはいえ，逆に言うと，「一要素」に過ぎなかったと考えられる。それは，『民主制』の最終章「労働組合主義と民主主義」で，このような夫妻の労働組合評価が，かれらの未来社会論との関連で語られていたと主張できるからである。

われわれはかつて，シドニーの「モラル・ミニマム」概念がウェッブ夫妻の「ナショナル・ミニマム」概念の導出に決定的な役割を果たしたのではないかと指摘したことがある(48)。モラル・ミ

---

(46)　B.Webb,(ed.B Drake and M.I.Cole with an introduction by G.Feaver)*Our Partnership*,Cambridge,1948,1975 ed.p.54.

(47)　Webb Trade Union Collection のsec.Aの第49巻から54巻までが，『民主制』の手稿（ほとんどがシドニーの筆による）となっている。手稿と1897年版には（章を越えて文章が差し替えられている部分はあるが），内容的な違いはほとんどない。1897年版の章で，ここに手稿として残されていない章は，以下のとおりである。第一編第一章，第二章，第二編第九章，第十三章，第三編のすべての章，付録二〜四。

(48)　前掲，「コンベンショナル・ミニマム，モラル・ミニマム，ナショナル・ミニマム」を参照されたい。

ニマムとコレクティブ・ルールの関係を示唆するウェッブ夫妻の発言や文書をまだ発見していないので，十分な根拠を持って論じることはできないが，最後に，このふたつの概念の関係を仮説的に論じて，本稿をむすんでみたい。モラル・ミニマムは，賃金に関する一定の「ミニマム」を保証する理念・制度であり，また，単一のトレードごとの「ミニマム」保証であったというふたつの「限定」をもっていた。このふたつの「限定」とコレクティブ・ルール概念の関係を考察すると，コレクティブ・ルールは，素材的には労働時間，すなわち工場法をもとに概念化されたと考えられるのであるから，両者は相互補完的な関係にあり，結果として，ナショナル・ミニマム概念に合流する不可欠の萌芽的概念であったとひとまず主張できるかもしれない。

しかし，モラル・ミニマムは『民主制』で「生活賃金説」に転換させられたカテゴリーであったわけであるから，コレクティブ・ルールとの質的な違いを留意すべきであろう。すなわち，コレクティブ・ルールは，モラル・ミニマムの後に概念化され，しかもモラル・ミニマムとは異なり，はじめからトレード全体を視野に入れたシドニーの全体社会の認識を表現する概念であった。したがって，ウェッブ夫妻が最終的に，ナショナル・ミニマムを定式化する際，まず，モラル・ミニマムを包含したうえでコレクティブ・ルール概念を下敷きに置くことを構想したと考えられる。そのうえで，コレクティブ・ルールの現実化に，コモン・ルールという労働組合主義の方法が寄与できると展望したのではないであろうか。このような意味で，シドニー・ウェッブの労働組合論が発端となり，コレクティブ・ルールからコモン・ルール，ナショナル・ミニマムへとウェッブ夫妻の労働組合主義と未来社会論の認識は深まったと考えることができるのではないであろうか。

（ふじい・とおる　佛教大学総合研究所助教授）

ＩＬＯの出版物　好評発売中

第87回ILO総会事務局長報告
Decent Work
「適正な仕事」
21世紀にむけて、ILOの目標を設定し、優先的に取り組むべき課題を明確に提示した新事務局長の報告。(1)労働における基本原則と権利、(2)雇用と所得、(3)社会保護と社会保障の強化、(2)社会対話の強化を中心課題として、ILOの新しい仕事のやり方を示す。
1999年刊 80pp. 2,000円

第87回ILO総会報告書
Programme and Budget Proposals for 2000-01
「2000-01年事業予算案」
2000-01年におけるILOの事業と予算を4つの戦略目標：(1)労働における基本原則と権利の促進と実現、(2)男女雇用所得機会の創出、(3)社会保護の範囲と効力の強化、(4)三者構成主義と社会対話の強化、にそって説明する。
1999年刊 58pp. 2,500円

ご注文は下記へ
ILO東京支局
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-70 国際連合大学本部ビル8階
TEL.03-5467-2701 FAX.03-5467-2700
郵便振替 00140-2-19221番／さくら銀行神宮前支店 普通口座3149206